

月形町地域公共交通活性化協議会運賃部会設置規程（案）概要

1 改正内容及び制定理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和 5 年 1 0 月 1 日に改正されたことに伴う道路運送法の改正により、協議運賃を諮る場を地域公共交通会議とは別に整備することが必要となったため、月形町地域公共交通活性化協議会設置条例第 8 条の規定に基づき、運賃部会を設置する。

※改正概要「資料 6 - 2」のとおり

2 制定する規定（案）

「資料 6 - 3」のとおり

3 制定内容

- (1) 道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づき、運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごと（路線ごと）に運賃部会を設置する。【規定第 3 条第 1 項第 1 号】
- (2) 運賃部会の委員は、道路運送法第 9 条第 4 項第 1 号から第 4 号の規定に基づき、該当する者を月形町地域公共交通活性化協議会の委員から指名する。【規定第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号】
- (3) 町長が必要と認める場合は、協議する路線ごとに関係自治体の職員を委員として、指名することができる規定とし、その場合は、報酬及び費用弁償は支給しない。

4 運賃部会の事務手続きについて

